毎週月,水,金曜日発行

富山県報

平成29年8月21日 月曜日

号 外

目

次

規 則

○富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年8月21日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第37号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則(昭和42年富山県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項から4の項までの規定中「0.50パーセント」を「0.45パーセント」に改め、同表の備考に次のように加える。

- (5) 別表第1の2の項、4の項、6の項、8の項又は9の項に掲げる事業の うち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法 律(平成19年法律第39号。以下この号において「中小企業地域資源活用促 進法」という。)第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施する事業 に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者が次のいずれか に該当する場合における当該貸付け
 - ア 事業に参加する事業者の70パーセント以上が中小企業地域資源活用促進法第6条第1項の認定を受けた中小企業者である場合
 - イ 事業に参加する事業者の70パーセント以上が中小企業地域資源活用促

進法第7条第3項に規定する認定計画に記載された中小企業者である場 合

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高 度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率につい ては、なお従前の例による。

(経営支援課)

富